

設 計 書				部 長		課 長		班 長		審 査		設 計	
起 工 理 由	中山間地域等直接支払制度における対象農用地の現地確認について、写真撮影等の作業助手業務に対応可能な団体に委託をすることで効率化を図るもの。												
令和8年度農用地の現地確認の作業助手業務委託 設計額 円也													
仕 様 概 要	■業務内容：中山間地域等直接支払制度における対象農用地の現地確認の作業助手（写真撮影・運転・資料整理の協力） ■委託場所：湯沢市内（中山間地域等直接支払制度における対象農用地） ■交 通 費：支給あり（湯沢市一般職の職員の給与に関する条例第7条の3に規定する通勤手当の例による） ※緊急時の対応 1. 事故が生じた場合は、受注者はすみやかに必要な措置を取り、発注者を含む関係者に対し状況を通報し、報告書を提出すること。 2. 災害が生じた場合は、受注者は利用者等に被害が及ばないように応急措置を取り、災害により発生する損害等が最小限になるよう努めるとともに、発注者を含む関係者に通報すること。 ※注意事項 1. 就業者は、就業中は利用者等への言動に注意し、親切丁寧に対応すること。 2. 就業者は、就業中は委託業務にふさわしい服装をすること。 3. 就業者は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。また、業務を退いた後も同様とする。 ※その他 定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定めるものとする。												

内 訳 明 細 書

名 称	規 格	単位	数 量	単 価	金 額	備 考
1) 農用地の現地確認の作業助手業務委託						
1時間あたりの作業助手業務		時間	1.0			
小計						
うち取引に係る消費税及び地方消費税						小数点以下切捨て
合計						